

令和 3 年 度  
( 2 0 2 1 年 度 )

工事監査（土木 1）結果報告

高崎市監査委員



第303-1号  
令和4年2月3日

高崎市長 富岡賢治様  
高崎市議会議長 白石隆夫様

高崎市監査委員 小泉貴代子  
同 折田慶太  
同 大竹隆一  
同 柄沢高男

令和3年度工事監査（土木1）の結果報告について  
地方自治法第199条第4項の規定により工事監査（土木1）を行ったので、同条第  
9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和3年度工事監査（土木1）は、高崎市監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査（工事）

### 第3 監査の期間

令和3年9月17日から令和3年12月27日

（実地監査日 令和3年11月10日）

### 第4 監査の対象

1 対象工事 都市計画道路3・4・44矢中下斎田線道路築造工事

（1）場所 高崎市 綿貫町

（2）契約工期 令和3年8月11日から令和4年1月28日

（3）概要 都市計画道路 矢中下斎田線の暫定供用区間で、令和元年度から3年で完成を目指す工事。3回目・3年目の最終工事である。

道路築造工事（暫定供用区間）L= 180.0m

L型擁壁工 L= 25.0m（全体計画L= 253.3m）

側溝工 L= 18.0m（全体計画L= 204.2m）

水路工 L= 107.0m（全体計画L= 107.0m）

車道舗装工 A=1784.9 m<sup>2</sup>（全体計画A=2606.7 m<sup>2</sup>）

歩道舗装工 A= 131.6 m<sup>2</sup>（全体計画A= 763.7 m<sup>2</sup>）

2 契約金額 41,030,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 対象部課

（1）財務部 契約課、技術監理課

（2）都市整備部 都市施設課

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり着眼点を設定した。

1 計画

（1）施工上必要な諸官庁及びインフラ管理者との協議、調整が行われているか。

（2）地元住民や関連工事への事前説明及び調整は適切か。

（3）予算との整合及び施工の決裁手続きは適正か。

2 設計

（1）事業目的及び法令等に適合した設計か。

（2）現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

（3）設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切か。

（4）設計図書は的確に作成されているか。

（5）工期の設定は適切か。

（6）効率性、経済性及び環境、維持管理に配慮した設計か。

### 3 積算

- (1) 積算基準、積算資料等の整備及び運用は適切か。
- (2) 歩掛、単価及び数量、金額は適正で正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (3) 諸経費は適切に算出され、排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

### 4 契約

- (1) 入札の方法及び調達手続きは適正かつ公正か。
- (2) 入札条件、内容が明確に示され、設計書及び仕様書は適正に作成されたか。
- (3) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保守の方法は適正か。
- (4) 資格審査及び入札参加者等の指名は適正か。
- (5) 入札・開札が公正で、記録が整備されているか。また、落札者の決定は適正か。
- (6) 契約書の調製は内容が適切で適正か。
- (7) 各種保証金等の取扱いは適正か。
- (8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- (9) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
- (10) 契約書どおりの履行がされているか。

### 5 施工

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正か。
- (2) 工事施工計画は適切か。
- (3) 法令等を遵守し、設計図面どおりに施工されているか。
- (4) 施工体制台帳が整備され、監理技術者等は適正に配置されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等及び請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等が適正で、その記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理は適切か。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切か。
- (9) 関連工事との連携及び各工事関係者との連絡は適切か。
- (10) 環境に配慮した施工か。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

また、工事関係書類の審査や現場の施工状況の調査などの技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士による調査結果報告を参考にして総合的な判断を行う方法により実施した。

## 第7 監査の結果

工事の計画、設計、積算、契約、施工等については、予算の目的に従い、関係法令に準拠して執行されており、適正妥当であると認められた。

個別の内容については、次に記述するとおりである。

## 監 査 内 容

(都市計画道路 3・4・44 矢中下斎田線道路築造工事)

### 1 計画について

本工事の対象である都市計画道路 矢中下斎田線は、本市中心部と東部地区、玉村町を連携する広域行政上重要な路線である。第1工区として西側の1,870m区間は既に供用しており、平成26年度から第2工区として810m区間について事業着手している。

本工事は、第2工区の終点である県道前橋・長瀬線の綿貫町交差点改良工事に合わせ、市道岩鼻小北通り線から県道までの180m区間を暫定形状にて開通を目指すものである。

本工事により期待される効果は、「変則的な交差点となっている綿貫町交差点の形状改善による慢性的な渋滞の解消」と「道路幅員の拡張による歩行者・自転車の安全の確保」などである。

計画は、地元関係機関と協議を重ね、工事中に交通の妨げにならぬよう迂回ルートを確認しながら切回しを繰返す工事により、最終目的の矢中下斎田線の完成形構造物を最大限利用した無駄の少ない形状を予定しているため適切であると判断した。

### 2 設計について

平成27年度に完成形の道路詳細設計を実施、令和2年度に暫定形の検討を含めた修正設計を実施し、事業目的に適合した設計を行っている。

全て適切である。

なお、本工事は、「農業用水路の付け替え」・「田んぼに面する箇所」の工事があるため、設計に当たり、農業用水路の管理柵の管理しやすさを考慮して位置を決定していた。

また、その部分の施工は10月末頃の稲刈り後である11月以降になると共に、群馬県が施工している県道の交差点改良の開通までに本工事を完成させる必要がある。

迂回ルート確保のための切回しの回数も多く、これらの条件に合わせた工期設定としているが、工期内完工には、他工事の進捗や地元等との協力・調整が必要となるであろう。

### 3 積算について

積算は、設計書作成時（令和3年6月）において、最新の歩掛、単価表（「令和2年度 群馬県積算基準及び標準歩掛（土木編）」及び「令和3年度 基礎単価表」）を用いていた。

見積価格は、3者から見積を徴収し、異常値を除いた残りの平均を決定単価としている。

また、積算根拠、数量、金額の正確性を保つためのチェック体制については、同じ部署の係員による検算、上司の確認、技術監理課の設計審査済みの押印を確認した。

全て適切である。

### 4 契約について

入札方式は指名競争入札で、「高崎市契約規則」及び「高崎市建設工事等入札参加業

者選定要領」に基づき適正に行われており、入札の指名業者選定は令和3年6月30日の指名会議において適正・公正に行っていた。

指名の方法及び設計図書の縦覧は、「高崎市契約規則」、「高崎市建設工事等入札参加業者選定要領」に基づき、令和3年7月19日付で「ぐんま電子入札共同システム」にて指名競争入札通知書を指名業者に発行し、設計図書も縦覧に付している。

予定価格の事前公表については、「ぐんま電子入札情報公開システム」の記載記録で確認した。予定価格表は施錠可能な場所に保管していた。

最低制限価格の算定については、「高崎市最低制限価格事務取扱要領」に基づく適正な算定であることを確認した。

また、入札及び開札は記録を整備し公表していることを確認した。

契約保証、前払金保証ともに東日本建設業保証株式会社による保証書が提出され、適正であることを確認した。

現場代理人・主任技術者等選任届は適正に提出されていることを確認した。

全て適切である。

## 5 施工及び施工管理について

### (1) 書類関係

請負業者が提出した「施工計画書」は、「設計図書」・「仕様書」等に基づき適切に作成され、「施工体制台帳」には下請業者の記載があることを確認した。

各種検査、材料検査等については、「材料試験記録表」の提出が適切に行われており、舗装工事のプルーフローリング検査・路盤密度試験等の「段階確認一覧表」及び「写真」等の記録で確認した。

### (2) 現場管理状況

現場では、「矢中下斎田線 施工ステップ図」に基づき暫定使用による切回しを実施されていることを確認した。

また、法令遵守の施工については、群馬県発行の「建設工事必携」に基づき施工を行っているとの説明を受け、現場内に掲示してある建退共加入・施工体制台帳関係・安全関係等の掲示を現場代理人と確認した。

工期については、全体の進捗状況が28%程度であり、11月10日時点では計画工程表どおりである。工期の変更要素も今のところ無いことを確認した。

全て適切である。仮に変更が発生した場合は適時・適切な対応を望む。

## 6 検査及び監督について

工事進捗に伴う工事報告については、群馬県が制定した、「施工プロセスチェックリスト代替表」を用いて行われており、原本を確認した。

また、「工事設計書」、「施工計画書」通りの施工については、段階確認検査の記録を確認し、全て適切である。

## 7 総合的所見

本工事は、変則交差点の渋滞解消、歩行者・自転車の安全確保、関連する他の工事との連携など、事業目的をよく理解した工事であると思われる。

各項目の技術的調査内容は、特に問題になる項目が無く適切に行われている。